

公益財団法人福島県国際交流協会寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県国際交流協会（以下「協会」という。）が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 協会が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 使途特定寄附金 寄附者があらかじめ使途を特定して寄附した寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するとき若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が、その寄附により特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、協会が著しく資金負担を生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上支障があると認められる場合及び社会通念上不相当と認められる場合

(受入手続き)

第4条 寄附金を協会に寄附しようとする者があったときは、書面等により寄附金の申込みを受けるものとする。

2 前項により寄附金の申込みを受けたときは、前条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れを決定するものとする。

(寄附金の取り扱い)

第5条 一般寄附金については、50%以上を公益目的事業に使用し、残余を管理費に使用するものとする。

2 使途特定寄附金については、全額を寄附者が特定した使途に使用するものとする。

(受領書の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、協会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 協会は、年度末決算終了後速やかに寄附金総額、使途その他必要な事項を記載した報告書を協会ホームページで公開するものとする。

(情報公開)

第8条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、公益財団法人福島県国際交流協会個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(実施規定)

第10条 本規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。